

再生可能エネルギーの地産地消に関する連携協定

松本市（以下「甲」という。）と松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙の緊密な連携及び協力により、再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域内経済循環の構築及び地域課題解決を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携を行う。なお、その内容については、別表に定めるとおりとする。

- (1) 地域由来の再生可能エネルギーの調達に関する事項
- (2) 地域由来の再生可能エネルギーの市内への供給に関する事項
- (3) 再生可能エネルギー電源の新規開発に関する事項
- (4) 再生可能エネルギーの発電及び消費場所の提供に関する事項
- (5) 市内一般家庭及び民間企業への取組拡大に関する事項
- (6) 地域還元事業に関する事項

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た秘密を、互いの承諾を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うことができるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、期間満了30日前までに甲又は乙から解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後もまた同様とする。

- 2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の30日前までに、書面により相手方に通知することにより、本協定の解約ができるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年11月20日

甲 松本市丸の内3番7号
松本市長 臥雲 義尚

乙 松本市渚2丁目7番9号
松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社
代表取締役 清水 是昭

別表

第2条第1項各号の連携事項について

号	連携事項
第1号	乙は、地域内で発電された再エネ電気の調達に取り組み、甲はそれに協力する。
第2号	乙は、調達した地域由来の再エネ電気を松本市内に供給する。
第3号	乙は、松本市内において太陽光発電設備をはじめとした新たな再エネ電源の開発を行い、甲はそれに協力する。
第4号	甲は、乙が再生可能エネルギーの地産地消を行うために、公共施設をその実施場所とすることに協力する。
第5号	乙は、公共施設を実施場所とした再生可能エネルギーの地産地消により獲得した知見を基に、市内の一般家庭及び民間企業へその取組みを拡大する。甲は、その市内への周知に協力する。
第6号	乙は、環境教育をはじめとした地域還元事業を行い、甲はそれに協力する。